

10 農林水産省(特区第14次 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
100010	特定法人貸付事業により酒造好適米を生産する場合の生産調整の要件緩和	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第2条第2項 米穀の生産調整実施要領第3、同要領別紙3の第2	酒造好適米は、食糧管理法の時代も計画流通制度下の自主流通米として取り扱われていた。現行「米穀の生産調整実施要領」においても、都道府県庁の需要に関する情報の算定の際、酒造好適米は生産量目標の内訳として、主食用の需要実績に含めて取り扱っている。具体的には、同要領別紙3の第2の生産数量目標の外数となる加工用米の対象米穀から精選玄米(酒造好適米の同意)を除外している。	特定法人貸付事業により生産される酒造好適米につき参入企業が再高給を生産する場合(限り、主要食糧の高給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律113号)第2条第2項)に基づく生産調整の取組(生産目標の外数)として取り扱う。	農業従事者の高齢化や減少により、生産調整水田における不作付地が年々増大する中で、緑化一貫体系により生産できる酒造好適米など稲作への期待が大きくなっており、 当地域は、特定法人貸付事業による参入企業及び一部の農家が酒造好適米を栽培しておりますが、生産調整の強化により参入企業及び農家の収益が悪化し地方経済の衰退が危惧されます。併せて、生産目標数量は一定であるため稲作放棄地を解消した場合、地域内の農業安全の配分数量が減少となり新たな担い手である特定法人貸付事業への不信感が生じています。 このような問題を解決するための手段として、参入企業が栽培した酒造好適米を自ら使用する場合に酒造好適米を生産調整の取組として取り扱うことで、酒造好適米の生産の維持及び稲作放棄地の解消、地産地消、企業参入への理解、基幹的産業である農業と伝統的産業である酒造業の連携が強化され地域の活性化ができるものと考えます。参入企業が自ら消費することの出来る地域は全国的にみましても例がなく数量的にも影響が少ないため、酒造好適米を生産調整(生産目標の外数)の取組みとして取り扱っていただきたいです。	C		酒造好適米を生産調整の取組として取り扱うことについては、関係者が集まる会議等の場においても調整があるところ。一方で、生産数量目標の外数とした場合には経営安定対策のメリットを定めない等理由により、現状のままの方が良いとの意見もある。 このため、今後、酒造好適米を生産数量目標の外数として位置づけた場合のメリット・デメリットを示した上で、愛知県を含めた都道府県等から意見を聞かながら、22年度以降の生産調整の検討の中で整理してまいります。			C					1058010	設楽町	愛知県	農林水産省
100020	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(第1条、第2条、第11～14条、第21～32条) ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」という。)では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者(容器・包装の利用・製造事業者)が再商品化を行うことを規定している。実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるステール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の種類となっており、このうち、ステール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者が再商品化義務は課されていない。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。	実施内容: 容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 収集後、選別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。(再商品化手続)については、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手続委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手続委員会(令和19年6月)」において、「多様な再商品化手法のバリエーションの取組を確保しつつ「材料リサイクル手法の質を高める」とされる政策の方向性」に資する。 また、同プラスチックであっても、容器包装のものとならないものは組成が異なり、後者については一般に破砕プラスチックを多く含むとされるため、混合されたプラスチックについては、容リ協会が行うリサイクルにおいて優先的に回収される材料リサイクルでの回収が困難であると考えられる。これは、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手続委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手続委員会(令和19年6月)」において、「多様な再商品化手法のバリエーションの取組を確保しつつ「材料リサイクル手法の質を高める」とされる政策の方向性」に資する。 この整理として、平成18年の容器包装リサイクル法の改正では、質の異なる分別収集を行った市町村で、事業者が費用を負担する仕組みが創設された。これは、市町村が分別収集に要したコストを、再商品化の処理コストの低減等により、当初想定していた再商品化に要する費用よりも、実際に再商品化に要した費用が下回ることとなるため、この下回った差額のうち、当該市町村の費と分して算定された額を指定法人等が市町村に支払うというものであり、市町村が分別基準適合物の品質向上を行うことを、責務のインセンティブ作りとして進捗も進んでいる。改正後の実施要領の附帯決議においても、再商品化の質的向上が求められることである。仮に、本提案をおり混合した状態で収集することに伴って、分別基準適合物の品質に繋がらなければ、本法が想定する分別基準適合物の品質の確保とその向上の流れに逆行するものがあり、特区としての対応は不適切である。 さらに、本提案は、当面の対策として、過渡的に特区制度を活用し自治体負担によるリサイクルを行うとする一方、容器包装以外のプラスチックについても拡大生産者責任の徹底を求め、関係事業者がリサイクル費用の負担を確保する方策を指導すべきとしている(添付資料「容器包装以外のプラスチック処理計画委員会報告書(容器包装以外のプラスチック処理のあり方について(報告)18頁)」が、仮にこうした事業者費用負担について、中身を消費後に産廃せざるを得ない容器包装以外の品目についても導入することを前提とした特区提案は、受け入れられないものである。 加えて、容器包装リサイクル法は、容器包装の利用・製造事業者である特定事業者に対し、その利用・製造する量に応じて再商品化義務を課すものであり(容器包装リサイクル法第11条～13条)、指定法人である容リ協会は、この特定事業者の義務を代行するものである(容器包装リサイクル法第14条、第21条～23条)。一方、上記の範囲を超え、指定法人(指定事業者)として市町村から容器包装以外のプラスチックを回収することは、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規程の新設審議及び国の規程等の適格化・合理化のための基準」(平成18年8月閣議決定)における「国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は規制するの趣旨に反することから適当でない。協会は法定業務以外の独自業務として実施するのであればこの限りではないが、特定事業者の負担分は、一切生じないこととなる。	C		右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 ①合理的な方法による容器包装以外のプラスチック割合については、協会の毎年実施している「ペール品質調査」を活用すれば算出可能である。 ②家庭系プラスチックの多くがPETとPPであり、「材料リサイクルでの取扱いが困難」とはいえない。 ③分別向上の熱源(ゆえ)の提案であり、分別基準の改善化につながるものではない。 本提案は、「事業者費用負担が現状を上回る」という前提としている。「事業者費用負担」について、容器包装以外の品目についても導入することを前提とし、 ④もろもろの歩みを進め、プラスチックリサイクルについて積極的な展望のご提示をお願いいたします。 (意見の詳細は補足資料に記載)			C				1025010	名古屋市	愛知県	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	
100030	教育の機会均等の確保と獣医師偏在是正のための地域限定での大学獣医師部の設置許可	当方では当該提案における規制を所管していない。	当方では当該提案における規制を所管していない。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	(具体的事業の実施内容) 都市再生機構、今治市及び愛媛県が整備する今治新都市開発整備地区に、構造改革特区により獣医師養成系大学を設置し、四国地域の教育の機会均等確保と獣医師偏在の是正を図る。 (提案理由) 獣医師を志す四国の高校生は、西日本の獣医学部(科)定員が全体の18%、165人だけであることから、過剰の大学への進学を余儀なくされ、経済的負担等から進学を断念する事例が多いため教育の機会均等が確保されていないことが、今専実施した意識調査も表れている。しかし、文部科学省は11都道府県に獣医学部が設置された。景況を越えたい地域から学生が集まっている現状から、四国地方が他の地域と比べて落ちこぼれを来している状況でないと考えは実態と大きく乖離している。 また、前回提案における文部科学省の回答は、獣医師全体の需給規模及びそのパンスを考慮し、基本的には、全国的見地から獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切とし、特区対応はできないとの回答であったが、既存獣医学部を持つ大学全体として対応しても、獣医学部が設置されておらず、着しく不利状況のままで置かれている四国地域においては、地域の獣医師不足の解消の特効薬とならぬことから、地域の特性に応じ規制緩和を認める構造改革特区により早急に対策を講じることが得策である。なお、積極的な留学生受入や海外との教育・研究交流を図るなど世界水準を視野に入れた教育を行う大学を誘致することで、獣医師の細断乱断に繋がるとなく動物伝染病等への迅速かつ専門的な対応や高度医療分野での地域貢献、四国地域の活性化が期待できる。	今年から新しい学習指導要項では小学校3年生理科で身近な昆虫の教材が決まり、平成23年度から実施されることになった。カブトムシの小さな背中「命の尊さを学ぶ」を、子供達の地球のために自然環境を守って欲しい、との願いを込めて、各々の学校から親子で楽しむの機会に、お父さんお母さんだけでなく虫の体のつくり(3年理科)の学習の様子や虫の食べ物の発見した「環境学習」(総合の時間)の報告等が次々寄せられ、大変うれしく思っている。カブトムシの飼育を通しての観察が「自然観察型農業」と食の安全を確保する農業の在り方(の実現)につながるのではと期待がもたらされるものとする。 今年も、子供たちに夢を身をもって伝える機会と大切さを伝えるためにカブトムシの飼育を続けたいと考えているが、飼料高騰による飼育の経費及び家庭の事情による労働力不足に伴う経済的負担の増大により、31年間継続しているカブトムシの無償配布が来年度から困難になるおそれがあるため。	E		前(第13次)提案における提案者からの同様の提案についての再検討要請に対する貴省の回答によれば、獣医師の供給体制整備のため、獣医師の不足の補填に関係していると考えられないか。 また、卒業後の研修を行う際も獣医学部空白的ブロックでは十分な研修を受けられず、獣医師の水準の維持に苦労され、また、産業界獣医師や公衆衛生獣医師の確保が困難となっている。 そのため、文部科学省に獣医学部空白的ブロックでの定員割の拡大を働きかけていただきたい。			E				1049010	愛媛県、今治市	愛媛県	文部科学省 農林水産省
100040	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業の要件緩和	農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する命令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第1条第2項第1号	住居が密集していない等の要件を満たす構造改革特区区域内における昆虫の飼育事業であって、次のいずれかの要件も該当するものについては、その実施による環境影響調査を年1回以上行うことを前提として、事業に利用される特別家畜排せつ物※に限り、家畜排せつ物法施行規則第1条第1項に規定する管理基準は適用しない。 ① 青少年の健全な育成を図ることを目的として、当該事業により飼育した昆虫を青少年に無償で貸与するものであること。 ② 当該事業に利用する特別家畜排せつ物に関する管理基準を適用する場合は、事業の実施に著しい支障が生じるおそれがないこと。 ③ 当該事業の実施者がいかなる他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設を有していること。 ④ 当該構造改革特区の設定をした地方公共団体、環境影響に関する知見を有する者の意見を聴いて、当該事業の実施による環境への悪影響がないと認められること。 ※ 家畜排せつ物法施行規則第1条第1項に規定する管理基準に従って3ヶ月以上管理されたもの(菌形状のものに限る)。	今は容器代や送料といったカブトムシの配布に要した経費については認められているが、カブトムシの飼育から発送するに係る多額の人件費を認めたい。	本特区は、ポランディアにより昆虫の幼虫を飼育し、学校等へ無償配布しているという提案者の活動は大変貴重であるとの認識の下、「一定の基準を満たし、その目的が公益上有益とされる場合」に限り、家畜排せつ物法による規制の例外を認められたいとの提案者ご自身の提案を尊重し、措置した上で、したがって、今後ともポランディアによる活動を基本的にすべきであると考え、おし、要件を緩和することは適当ではない。 なお、評価・調査委員会の指摘を受け、活動に伴う経済的負担の軽減に資するため、18年に特区計画認定申請マニュアルの見直しを行い、容器代や送料といった配布に要する経費については受け取れることを可能としたところである。	C			C			1064010	個人	福岡県	農林水産省				

10 農林水産省(特区第14次 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
100110	一般民間企業による農業生産法人への出資比率の引上げ	農地法第2条第7項第2号 農業経営基盤強化促進法第12条、第13条の3 農業経営基盤強化促進法施行規則第14条	農業生産法人の構成員については、法人の農業に常時従事する者や法人に農地を提供した者に加え、法人と継続的な取引関係を有する関連事業者についても、一定の議決権の範囲内(全体で総議決権の1/4以下、かつ、1者当たり総議決権の1/10以下)で構成員となることができる。 なお、農業生産法人が農業経営改善計画について市町村の認定を受け、その計画に従って関連事業者の出資が行われる場合は、総議決権の1/2未満まで出資することができる。	農業生産法人へ一般民間企業が参加する場合の議決権について、「農業生産法人の事業に係る物資の供給源もしくは役務の提供を受ける(行う)者」として10分の1以下とされているところ、これを2分の1まで引き上げることができることを求める。	現行制度においては、一般民間企業は農業生産法人に参加して農業に関与することが可能であるが、当該法人における議決権の上限が10分の1とされているため、実質的な経営に関与するのみならず、参入そのものが困難となっており、効率的な経営、生産、流通等による事業規模の拡大、収益性の向上等を行うことができない。現在、我が国においては、農地の集約化等を通じた農業の事業としての大規模化も活用した、生産性及び生産量の向上を通じた自給率の向上を図ることとされており、かかる制度はその足かせとなっているものであると考えられる。そもそも、大規模な農地を保有し、大規模な農業生産を行うおうしている農業生産法人については、その議決権の過半数を個人農家が有するというのは、その目指す方向性にかんがみて、明らかに無理があり、今後制度と実態の乖離は大きなものとなることが懸念される。そこで本提案を行うものであり、これにより、一般民間企業の農業への参入の促進による新たな担い手の確保並びに農業及び農業生産地域の振興を通じて我が国自給率の向上に資することができるのみならず、食料の安定供給の確保により、国民の安心の実現につながるものと考えられる。	D		農業生産法人への出資については、農業生産法人が農業経営改善計画について市町村の認定を受け、その計画に従って関連事業者(民間企業)の出資が行われる場合は、総議決権の1/2未満まで出資することができる。 なお、12月3日に公表した「農地改革プラン」において、食品関連事業者等から農業生産法人への出資に関する制限を緩和することとしている。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省ご回答においては、措置の分類をD(現行規定により対応可能)とされているが、現行規定での上限は「1/2未満」であり、当方の要望である「1/2まで」の引き上げは、現行規定では対応不可能である。 また、貴省が公表した「農地改革プラン」では、食品関連事業者等から農業生産法人への出資制限を緩和する方向を示してはいるものの、その具体的な数値及び関連する要件の有無等については明らかにされていないため、当該出資制限の上限を1/2まで(あるいは1/2以上)とすること及びそれに関連する要件(農業経営改善計画への市町村の認定等)を課さないことを求めるものである。	C		「農地改革プラン」においては、農地を利用する意欲を有する者に対して農地を利用しやすくする観点から、賃借権等を設定する場合の要件を緩和することとしており、農業生産法人以外の法人についても賃借による参入を拡大することとしている。 また、食品関連事業者との連携の強化等の観点から農業生産法人への出資制限も緩和することとしている。 なお、具体的数値等については、農業生産法人が地域の農業者を中心とする法人であるとの性格は維持する前提で、今後更に検討を行うこととしている。		1068030	圃三井物産戦略研究所	東京都	農林水産省